

生活ガイドマップ呉 2016年版〔日本語版〕

外国人市民の皆さんへ

呉市は、国際的に開かれた地域づくりへの取り組みとして、市内に在住する外国人の皆さまが、地域の中で安全に安心して暮らせるように、各種行政サービスや生活情報を簡単にまとめたガイドマップを作りました。

このガイドマップが、より快適な生活を送られ、地域の一員として暮らしていただくための手助けになることを願っています。

◇◇目次◇◇

■暮らし	P1 - 3
・地域社会でのルール ・外国人相談窓口 ・人権相談窓口	
■暮らしの手続き	P4 - 9
・在留管理制度 ・住民票 ・印鑑登録 ・戸籍 ・市民サービスコーナー ・市民税 ・軽自動車税 ・固定資産税 ・税の証明	
■保険・年金・福祉・健康	P10 - 14
・国民健康保険 ・後期高齢者医療制度 ・国民年金 ・介護保険 ・障害者福祉 ・生活保護	
■住みよい暮らし・まちづくり	P15 - 18
・救急医療体制 ・防災・安全 ・市営住宅 ・水道 ・環境	
■子育て・教育	P19 - 23
・母子保健 ・子どもの医療 ・子育て支援 ・子育て施設 ・学校	

外国人相談窓口・呉市国際交流協会

〒737-8501 呉市中央4丁目1番1号 呉市役所1階

TEL 0823-25-5607 FAX 0823-25-5530

URL <http://kurekiea.com/>

Facebook <http://www.facebook.com/kure.iea>

発行・呉市国際交流センター

■暮らし

□地域社会でのルール

日本に來られたら、できるだけ早く近所の人達と知り合いになるとよいでしょう。また「おはようございます」「こんにちは」などの簡単なあいさつをすることで、近所づきあいがうまくいきます。社会でのルールは守らないと相手に迷惑をかけることもあるので注意しましょう。

【夜は、家の内外を問わず騒がない】

深夜・早朝は、隣室の音が響きやすいのはもとより、街角や町内の公園のちょっとした立ち話も、住宅が密集しているため、うるさく耳ざわりに聞こえます。周りが静かになる時間帯は、人に迷惑をかけないように静かにする心遣いが必要です。

【自治会について】

地域協働課（市役所 2 階） ☎25-3501

日本の多くの地域社会では「自治会」とよばれる組織があります。自治会は、それぞれ地域に住む住民同士がさまざまな問題を話し合い、協力して取り組んでいる任意の団体です。安全で安心して生活が送れる地域社会づくりを目指して、防犯・防災活動や町内清掃、親睦活動などさまざまな活動を行っています。あなたも地域の一員として活動に参加し、心ふれあいまちづくりに参加してみませんか。加入の手続きについては、町内の自治会長やアパートの管理人にお問い合わせください。

【日本語教室】

国際交流センター（市役所 1 階） ☎25-5607

地域の一員として安心して暮らしていくためには、日本語を習得し日本語でコミュニケーションをとることが必要不可欠です。日本語を学習したい外国人の皆様に、ボランティアの皆様による学習支援があります。気軽にご参加ください。

□外国人相談窓口

国際交流センター（市役所 1 階） ☎25-5604

国際交流センターでは、日本人と外国人との幅広い交流機会を提供しています。また、外国語による生活相談を行っています。

〈開館〉月～金曜日 9 時～20 時、土・日曜日 10 時～18 時

〈休館〉祝祭日・年末年始

〈外国語による相談事業〉

〔英語〕月～金曜日 9 時～20 時、土・日曜日 10 時～18 時

〔ポルトガル語〕火～木・土曜日（第 3 土曜日を除く）10 時～17 時、

金曜日 9 時 30 分～17 時（ひろ協働センターでの出張相談）

〈国際交流の情報提供など〉

- ・ 図書，DVD，掲示板により海外情報の提供や情報交換を行っています。
- ・ 日本人と外国人との交流スペース，研修室，展示スペースなどがあります。

〈呉市国際交流協会ホームページ〉 <http://kurekiea.com/>

〈呉市国際交流協会フェイスブック〉 <http://www.facebook.com/kure.iea>

□人権相談窓口

人権センター（市役所 1 階） ☎25-3465

人権に関することや，悩み事など気軽にご相談ください。

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは

DV は配偶者やパートナーなどからの暴力をいい，自分の思うとおりに相手を支配する行為です。その行為は，身体的暴力だけでなく，精神的なものなどさまざまです。

パートナーを「怖い」と感じたら DV かもしれません。相談するためらいがあるでしょう。でも，勇気を出して相談してください。あなたを守りたいのです。

○DV 相談ナビ 24 時間受付 0570-0-55210

○女性相談（子育て支援センター内） 月～金 8:30～17:15，土（隔週）8:30～12:00

くれくれ・ば 0823-25-3482，ひろひろ・ば 0823-73-7540

○緊急時には 110

（精神的暴力）

・ 大声でどなり，「役立たず」「お前は能なし」だとバカにし，自信を失わせる ・ 何を言っても無視する ・ 電話やメールで監視・束縛し，人との付き合いを制限するなど

（身体的暴力）

・ 殴る，蹴る ・ 物を投げつける ・ 刃物をふりかざす ・ 殴るふりをして脅す ・ 首を絞める

（性的暴力）

・ 見たくないアダルトビデオや雑誌を見せる ・ 避妊に協力しない ・ 中絶を強要する ・ 性病をうつす

（経済的暴力）

・ 生活費を渡さない ・ お金の使い方を細かく確認する ・ 借金をさせる ・ 仕事をやめさせる

■暮らしの手続き

□在留管理制度

市民窓口課（市役所 1 階） ☎25-3161

【在留管理制度】

2012 年 7 月 9 日から日本人と同様に住民票が作成されるようになりました。

転出・転居・転入の際は、住民票の異動手続きを行ってください。

【特別永住者証明書の手続き】

市民窓口課または各市民センターへ

①特別永住許可申請をするとき

日本で出生した子の父又は母が特別永住者の場合、子の出生の日から 60 日以内に特別永住許可申請を行ってください。

必要な書類：出生届記載事項証明書など（詳しくはお問い合わせください。）

②氏名、生年月日、性別、国籍・地域に変更があったとき

③特別永住者証明書を盗まれたり、紛失したとき

④特別永住者証明書の有効期間の更新をするとき

必要な書類：パスポート（お持ちの方）、写真 1 枚（規格あり、16 歳未満は不要）、特別永住者証明書又は外国人登録証明書、変更を生じたことがわかる資料など（詳しくはお問い合わせください。）

〈在留カードの手続き〉

最寄りの地方入国管理局へ

①氏名、生年月日、性別、国籍・地域に変更があったとき

②在留カードを盗まれたり、紛失したとき

③在留カードの有効期間の更新をするとき

④「技術」等の就労資格や、「留学」等の学ぶ資格の方で、所属機関が変更になったとき

⑤「日本人の配偶者等」や「家族滞在」等の在留資格の方で配偶者と離婚または死別したとき

〈問合せ先〉

法務省入国管理局 外国人在留総合インフォメーションセンター

☎0570-013904 （IP 電話・PHS からは 03-5796-7112）

□住民票

届出の種類	必要なもの
転入届 (呉市内に引っ越した日から14日以内)	・在留カード等 ・転出証明書 (国外からの転入は除く)
転出届 (呉市外へ引っ越すときに転出予定日の14日前から受付)	・国民健康保険証 ・後期高齢者医療被保険者証 (加入者のみ)
転居届 (呉市内で引っ越してから14日以内)	・国民健康保険証 (加入者のみ) ・住民基本台帳カード (お持ちの方) 在留カード等

【証明】

〈住民票の写し〉

住民基本台帳に登録されている人について（住所、氏名、生年月日、性別、国籍、世帯主の氏名、続柄など）証明します。

〈住民票除票の写し〉

転出や死亡された人の住所の状況を証明するものです。住民票から除かれてから5年間発行します。

〈住民票記載事項証明書〉

住民票に記載している内容の一部を証明します。

□印鑑登録

印鑑登録証明書には、登録した印鑑の印影と住所・氏名・生年月日等が記載されます。不動産登記や契約書の作成等に利用され、一般的に印鑑登録された印鑑を「実印」と呼んでいます。

〈登録できる人〉

呉市に住民登録がある15歳以上の人（成年被後見人を除く）。

〈登録方法〉

印鑑・在留カード等を持って市民窓口課または各市民センターへ。

〈印鑑登録証明書〉

印鑑登録証（カード）を添えて申請してください。証明書を発行します。

証明、印鑑登録の請求時には、本人確認を行います。在留カード等をお待ちください。

□戸籍

届出の種類	届ける人	必要なもの	どこで
出生届 (生まれた日を含め 14日以内)	原則父か母	・届出書(出生証明書添付)1通 ・母子健康手帳 ・印鑑	本籍地・所在地・ 出生地のいずれか の市区町村
死亡届 (死亡の事実を知っ た日から7日以内)	親族・同居 者など	・届出書(死亡診断書添付)1通 ・印鑑	死亡地・本籍地・ 届出人の所 在地のいずれかの 市区町村

このほか、婚姻届、離婚届、養子縁組、認知届などがあります。

(外国人の届出署名欄は、本国語でご署名ください)

※出生届、死亡届以外の届出について、外国籍の方は、手続きに必要なものが国籍によって異なります。在外公館、本国等でご連絡ください。

【証明】

戸籍に記載されている人の氏名、性別、生年月日、続柄、死亡年月日、結婚歴などを証明します。

- ・戸籍謄本(全部事項証明)
- ・戸籍抄本(個人事項証明)
- ・身分証明、独身証明など

戸籍に関する証明は、本籍地の市町村で発行します。請求する戸籍の本籍及び筆頭者の氏名をご確認の上、自分の本籍地に請求してください。

各届出証明の請求時には、本人確認を行います。在留カード等をお持ちください。

□市民サービスコーナー

本庁や市民センターの業務時間外に住民票などの証明書を交付しています。なお、印鑑登録や住民異動届等は扱っていません。

- 〈呉駅南〉 場所／呉駅南側（くれ観光情報プラザ内） ☎26-5965
業務時間／午前9時～午後7時 土，日，祝日も業務
休業日／年末年始（12月29日～1月3日）
- 〈新広駅前〉 場所／広市民センター1階エレベーター横 ☎73-7191
業務時間／午後5時15分～午後7時
休業日／土，日，祝日，年末年始（12月29日～1月3日）

□市民税

市民税課（市役所3階） ☎25-3193

税金は、国や地方公共団体が活動するために必要な経費を所得・資産や消費に応じて住民が負担するもので、生活を送るうえで様々な税金の負担が必要となります。

また、1年以上日本に滞在する方に対しては、国に納める所得税と地方公共団体（区市町村）に納める住民税が課税されます。

【所得税】

所得税は、1月1日から12月31日までの1年間に得た所得に対して課されます。この税金を納める方法は、2つあります。

- ①**申告納税制度**：自分で収入金額、必要経費、税額を計算し、2月16日から3月15日までの間に、税務署に申告する（確定申告）。
- ②**源泉徴収制度**：給与の支払者が、勤労者の給料から税金分を控除しておき、納付する。

【住民税（市民税、県民税）】

住民税は、その年の1月1日に居住していた市町村で課税になります。1月1日以降に他の市町村に引っ越しても、その年の住民税は1月1日に居住していた市町村に納めます。また、年の途中で帰国した場合でも、免除されません。この税金を納める方法は、2つあります。

- ①**特別徴収**：給与所得者については、所得税と同じように勤務先の会社が毎月給料から差し引き、市町村へ納めます。
- ②**普通徴収**：自営業、農業、自由業などの人については、市役所が発行する納税通知書によって年間4回に分けて納めます。

□軽自動車税

毎年4月1日現在、市内で原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪などを所有している人にかかる税金です。人に譲ったり、廃車にしても手続きをしていなければ、引き続き課税されます。盗難や、紛失の場合も同じです。

車 種	窓 口
原付自転車 (125cc まで)	市民税課・各市民センター
小型特殊自動車	
軽二輪・二輪の小型自動車 (125cc を超えるもの)	中国運輸局 広島運輸支局 ☎050-5540-2068
軽自動車 (軽三輪, 軽四輪)	軽自動車検査協会 ☎082-503-8475

□固定資産税

資産税課 (市役所 3 階) ☎25-3214

土地, 家屋, 償却資産などの「固定資産」の価格 (課税標準額) をもとに課税されます。

□税の証明

ビザの申請等で, 納税や所得の証明が必要な場合は, 必要な年度の 1 月 1 日に在住の市町村に申請してください。

主な種類	請求場所	手数料
課税証明書	市民税課・ 各市民センター	300 円 (各 1 件)
所得証明書		
納税証明書		
評価証明書	資産税課・ 各市民センター	300 円
公課証明書		土地, 家屋ごとに各 1 枚 (5 物件)
名寄せ帳の写し		300 円 (1 枚目) 2 枚目以降は 1 枚につき 100 円

〈請求の際に必要なもの〉

- ・ 本人の場合…本人であることを確認できる公的な証明書 (運転免許証, 健康保険証, パスポートなど)
- ・ 代理人の場合…委任状, 代理人自身であることを確認できる公的な証明書 (運転免許証, 健康保険証, パスポートなど)

■保険・年金・福祉・健康

公的医療保険制度とは？

日本では、国籍に関係なく誰でも安心して医療が受けられるように、公的医療保険（健康保険・国民健康保険）に加入しなければなりません。

事業所に常時使用されるサラリーマンの人は、日本人と同様に加入することになっています。その人の扶養家族についても、同時に加入することができます。お勤め先にお問い合わせください。

□国民健康保険

保険年金課（市役所3階） ☎25-3158

国民健康保険とは、病気やけがをしたときの医療費の負担を軽くするための、保険料によってささえられる助け合いの制度です。呉市に住民登録をしている（適法に3カ月を超えて在留）人で、勤務先の健康保険に加入していない人とその家族は、私的医療保険に加入していても国民健康保険に加入しなければなりません。

〈加入の手続き〉 パスポートと在留カードをお持ちいただき、必ず14日以内に保険年金課か各市民センター・市民窓口課へ

	こんなとき	必要なもの
加入する	市内に転入する 子どもが生まれた 会社などの健康保険をやめた 生活保護が廃止した	印鑑 印鑑・母子健康手帳 印鑑・健保資格喪失証明書 印鑑・生活保護廃止決定通知書
やめる	市外へ転出する ほかの健康保険に入った 死亡した 生活保護が開始した	印鑑・保険証 印鑑・国保と他の健康保険の両方の保険証 印鑑・保険証 印鑑・生活保護開始決定通知書・保険証
そのほか	住所・氏名などが変わった 修学のため転出する 保険証をなくした	保険証 印鑑・在学証明書・保険証 印鑑

□後期高齢者医療保険

保険年金課（市役所 3 階） ☎25-3156

広島県後期高齢者医療広域連合 ☎082-502-7822

75 歳以上の人は、後期高齢者医療制度の保険証により、病院等で診療を受けることができます。この制度は、広島県後期高齢者医療広域連合が保険者（運営主体）となり、資格の認定・保険料の決定・保険給付などを行い、県内の各市町が、届出や申請の受付・保険料の徴収などの窓口業務を行います。

〈加入対象者〉広島県内に居住する次の人が対象となります。

- ・ 75 歳以上の人
- ・ 65 歳以上 75 歳未満の一定程度の障害がある人

〈届出〉保険年金課か各市民センター，市民窓口課へ。

□国民年金

保険年金課（市役所 3 階） ☎25-3157

呉年金事務所 ☎22-1691

国民年金は、高齢者や障害者になったときや亡くなられたときに備えて、保険料を出し合って助け合う制度です。国籍に関係なく日本国内に住所のある 20 歳以上 60 歳未満の人は、国民年金の被保険者となります。

・ 国民年金第一号被保険者

農業・漁業などの自営業者の人や学生が該当。国民年金保険料を自分で納めます。納めれないときは、免除や納付猶予などの制度があります。

・ 国民年金第二号被保険者

会社などに勤務する人で厚生年金，共済年金などの加入者

・ 国民年金第三号被保険者

厚生年金，共済年金などの加入者に扶養されている配偶者（20 歳以上 60 歳未満）

□介護保険

介護保険課（市役所 1 階） ☎25-3136

介護保険は、高齢者等が介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、介護の問題を社会全体で支える仕組みです。

被保険者は 40 歳以上で、年齢によって第 1 号被保険者（65 歳以上の人）と第 2 号被保険者（40 歳以上 64 歳未満の医療保険加入者）に区分されます。

介護が必要になったときに要介護認定を受け、サービスを受けることができます。（ただし、第 2 号被保険者は、加齢による病気（16 の指定された疾病）が原因で介護が必要となった場合に限りです。）介護保険の運営は、皆様にお支払いいただく保険料で成り立っています。

□障害者福祉

障害福祉課（市役所 2 階） ☎25-3135

【手帳の交付】

身体に障害のある人（視覚、聴覚又は平衡機能、音声機能、言語機能又はそしゃく機能、肢体、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓の障害）は、本人の申請によって身体障害者手帳が交付されます。

知的障害のある人には療育手帳が、精神障害のある人には精神障害者保健福祉手帳が交付されます。

【手帳申請の手続き】

各手帳の交付申請、再交付申請、住所・氏名の変更届、手帳の返還は、障害福祉課、市民センター、保健出張所等で受け付けていますが、手帳の種類によって受付窓口が異なりますので、詳しくは障害福祉課にお問い合わせください。

【重度の障害がある人に対する援助（一定の要件が必要）】

〈各種手当の支給〉

・特別児童扶養手当 ・特別障害者手当 ・障害児福祉手当

詳しくは福祉保健課にお問い合わせください。

〈重度心身障害者医療費支給制度〉

重度の障害がある人で、世帯員全員が一定の所得要件を満たしている場合は、医療費の自己負担額の一部を支給します。

〈呉市いきいきパス等の交付〉

①, ②, ③から一つの制度の選択となります。

①呉市いきいきパス

呉市内の広島電鉄（株）及び瀬戸内産交（株）のバス料金がいきいきパスのご利用によって無料となります。

②紙オムツ購入助成券

年間 24,000 円を限度に購入助成券を交付します。

③福祉タクシー乗車券

年間 18,000 円を限度にタクシー券を交付します。

【障害福祉サービス等の利用に係る費用の支給】

本人（児童の場合は保護者）の申請によって、支給が決定されます。

〈障害福祉サービスの利用〉

居宅介護（身体介護，家事援助等のホームヘルプサービス），同行援護，生活介護，短期入所，就労移行支援，就労継続支援，入所施設，グループホーム・ケアホーム等の利用に当たり，その費用の一部を支給します。

〈障害児通所サービスの利用〉

児童発達支援，放課後等デイサービス，保育所等訪問支援等の利用に当たり，その費用の一部を支給します。

〈地域生活支援事業の利用〉

移動支援，日中一時支援，地域活動支援センター等の利用に当たり，その費用の一部を支給します。

〈補装具の購入または修理〉

身体障害者手帳を所持する人が身体機能を補いまたは代替する用具を購入し，若しくは修理するための費用の一部を支給します。

〈日常生活用具の購入〉

重度の障害がある人が，日常生活における便宜を図るための用具（品目は，障害の部位と程度により限定）を購入するための費用の一部を支給します。

【障害者等の相談支援】

日常生活，就労，教育，権利擁護，障害福祉サービス等の利用に関する相談や情報の提供等について，専門の相談員が応答します。相談は，原則毎週月曜日から金曜日の午前 9 時から午後 5 時までです。最初は電話・FAX でご相談ください。

〈主に身体障害に関する相談〉

・呉地域障害者生活支援センター

福祉会館 ☎25-3710・FAX25-7453

・身体障害者福祉センター（手話相談可）

つばき会館 1 階 ☎25-3415・FAX24-4118

〈主に聴覚に障害のある方の相談〉

・市役所 1 階（障害福祉課）

毎週月，火，木，金 9 時～16 時

FAX25-1305

・広市民センター 4 階

毎週水曜日 9 時～15 時

FAX73-4075

〈主に発達障害に関する相談〉

・相談支援センターつくし

広市民センター 4 階（児童療育・相談センター内） ☎71-6616・FAX71-6615

〈主に知的障害に関する相談〉

・相談支援事業所ときわ呉

宮原 13 丁目 2 番 12 号 ☎32-3771・FAX23-2287

〈主に精神障害に関する相談〉

・地域活動支援センターつばみ

呉市上二河町 5 番 12 号 ☎29-3030・FAX29-3033

・地域活動支援センターふたば

呉市広白石 4 丁目 7 番 22 号 ☎76-4855・FAX76-4822

□生活保護

生活支援課（市役所 2 階）☎25-3141

病気や事故，その他の理由で収入が減り，自分たちが精いっぱい努力をしても生活ができないときに，最低限度の生活を保障し，一日も早く自分たちで生活できるように手助けする制度です。

働ける人は働き，利用できる預金や資産，ほかの社会保障制度による給付，扶養義務者による援助など，あらゆるものを活用してもなお国が定めた保護基準（最低生活費の基準）より世帯の収入が少ないときに，生活保護の対象となります。

申請は，福祉事務所で，本人のほか，同居の家族・親子・兄弟姉妹などができます。

■住みよい暮らし・まちづくり

□救急医療体制

福祉保健課（市役所3階） ☎25-3524

平日の夜間、休日に急病やけがをしたときは、次のような初期・2次・3次の救急医療体制を整備しています。普段から身近な医療機関をかかりつけ医とし、救急医療機関を利用する前に、かかりつけ医に相談しましょう。

		夜 間	休日・祝日の昼間
初期救急	比較的 症状の軽い人	市医師会夜間救急センター ☎(0823)32-1299 呉市朝日町15-24 内科夜間救急センター (平日のみ)19:30~23:00 [受付は22:40まで] 小児夜間救急センター (毎日)19:00~23:00 [受付は22:40まで]	市医師会休日急患センター (内科・外科・小児科) ☎(0823)32-1299 呉市朝日町15-24 9:00~18:00 在宅当番医 (新聞の朝刊または『救急医療 Net HIROSHIMA』で確認してください)
	※外科的疾患や重症など、症状によっては当番の公的病院を紹介します。		
	歯 科		呉口腔保健センター ☎(0823)25-4441 呉市中央6-2-3 9:00~15:00
救2 急次	入院や手術が 必要な重症の人	中国労災病院 ☎(0823)72-7171 呉市広多賀谷1-5-1 呉共済病院 ☎(0823)22-2111 呉市西中央2-3-28 済生会呉病院 ☎(0823)21-1601 呉市三条2-1-13	小児救急 (2病院の輪番制) <ul style="list-style-type: none"> ・国立病院機構呉医療センター ・中国労災病院
		救急告示医療機関 (後藤病院・呉中通病院・公立下蒲刈病院・川岡整形外科)	
救3 急次	生命にかかわる 特に症状の重い人	国立病院機構呉医療センター ☎(0823)23-1020 呉市青山町3-1	

- 県内の医療機関や、いま診てもらえる医療機関を探すには？

『救急医療 Net HIROSHMA』



救急医療 Net

- 市内の医療機関を探すには？

『市医師会ホームページ』

<http://www.kure.hiroshima.med.or.jp/i/>



市医師会

※受診前に必ず電話で受診可能かどうかを確認してください。

夜間に子どもが病気になる時に・・・

すぐに受診させた方がいいか？

翌朝まで待ってもいいか？

判断に迷ったら・・・

こどもの救急電話相談(#8000)へ。

365日(19:00~翌朝8:00)へ。

(携帯電話からも利用できます。)

●小児科医や看護師が電話で対応します。

〈急病〉救急車は緊急車両なので、軽いけがや病気の場合は、自分で病院へ行きましょう。

□防災・安全

西消防署 ☎26-0333, 東消防署 ☎74-8903, 音戸消防署 ☎26-0343

火災・救急などの通報要領（消防局 119）

火災や急病人が発生したときには早い通報，早い処置が大切な生命や財産を守ることにつながります。正確な住所と事故の内容をあわてず落ち着いて通報しましょう。（指令員の質問に答えてください。）

①「火事です。」又は「救急です。」とはっきり伝える。

②住所を正しく伝える。

③火災，事故等の状況をわかりやすく伝える。

例えば「バイクと車が衝突して，20歳ぐらいの男性が足から出血しています。」

「木造の納屋が燃えています。」

【緊急電話】

緊急電話には2種類あります。

110：（警察）盗難・犯罪・交通事故などの場合

119：（消防・緊急）火事・急病・大けがなどの場合

【緊急時の公衆電話の使い方】

①受話器をとってください。

②赤の緊急ボタンを押してください。

③110（警察）あるいは119（消防署）を押してください。

※通話料は無料です。硬貨やカードは必要ありません。

【災害】

呉市では，災害により危険な場合，地域の方々に，自主的な避難の呼びかけや，避難勧告，避難指示を行い安全な場所への避難をお願いしています。

お近くの避難場所は，消防や市民センター，呉市のホームページ，市政だよりで確認できます。避難方法は，広報車や自治会放送などで避難場所を呼びかけますので，近所の人たちと一緒に落ちついて，近くの学校や公民館へ避難してください。

また，注意することは，動きやすい服装で，携帯品（懐中電灯，常備薬，タオル，非常食，飲み物など）を背負い，必ず歩いて避難しましょう。

□市営住宅

住宅政策課（市役所6階） ☎25-3393

指定管理者くれせん ☎21-5616

市が管理している住宅で、住宅に困っている人に安い家賃で供給するのが目的です。入居するには一定の資格が必要で、入居希望者が多いため抽選か順番待ちとなります。なお、家賃は、所得に応じて変動します。詳しくは、指定管理者（くれせん ☎21-5616）へお尋ねください。

募集の方法：市営住宅の募集（申し込み）は、次の2種類があります。

- ①**抽選対象住宅**：定期的に公募して、抽選で入居決定
- ②**随時対象住宅**：空き住宅が出れば、申込順で入居決定

□水道

上下水道局（つばき会館3階） ☎26-1622

引越し等によって水道及び下水道を使い始めるときや、使用を中止するときは、事前に上下水道局に連絡してください。水道の水は、そのまま飲むことができます。

料金の支払いは、金融機関への振込や、口座からの自動振替等の方法があります。詳しくは上下水道局へお尋ねください。

上下水道局ホームページ <https://www.city.kure.lg.jp/site/jougesui/>（日本語）

□環境

環境政策課（市役所7階） ☎25-3301

【ごみ・資源物】

種類別に分けて、地区ごとに決められた日の朝8時30分までに、地域で決められた場所に出してください。

※ごみ、資源物の出し方について、詳しくは市役所か各市民センター等で配布する「ごみ出しカレンダー」をご覧ください。

・燃えるごみ（週2回収集）

台所のごみ（よく水を切って）、布類、プラスチック類、再生できない紙くず、草・枯葉などは燃えるごみ専用の指定袋に入れて出してください。

・特大 450 45円 ・大 400 40円 ・特中 300 30円 ・中 200 20円 ・小 100 10円

※料金は1枚分。10枚1組で販売。

・燃えないごみ（月4回程度収集）

金属類やガラス・陶器類、灰類などは燃えないごみ専用の指定袋に入れて出してください。

・大 300 30円 ・中 200 20円 ・小 100 10円

※料金は1枚分。10枚1組で販売。

・粗大ごみ（月1回程度）

机・ベッド・自転車など（指定袋〔大〕に入れて袋を閉じることができないもの）。一番長い辺が2m未満のものは粗大ごみの処理券1枚（300円）、2m以上のものは2枚（600円）貼って出してください。

・資源物や有害危険ごみ

資源物や有害危険ごみを入れるためのコンテナや網袋は収集日の前日に資源物ステーションに配置します。

・資源物（月2回程度）

・飲料用、食用品の空きびんなど（3分別）

・缶類（飲料用、食用品の空き缶）

・ペットボトル（飲料用、調味料）

※スプレー缶、カセットボンベは有害・危険ごみで出してください。

■子育て・教育

□母子保健

西保健センター ☎25-3542 東保健センター ☎71-9176

医療機関で妊娠の診断を受けたら、保健センターか、お近くの保健出張所へ届け出て、母子健康手帳の交付を受けてください。保健師による面接で妊娠中の健康管理をお話しながら母子健康手帳等の説明をします。

【母子健康手帳】 西保健センター ☎25-3542 東保健センター ☎71-9176

妊娠の初期からお子さんが小学校に入学するまでの間の、母子の継続した健康記録になります。健診や健康相談を受けるとき、予防接種を受けるときには必ず持参してください。医療を受けるときに持っていくと診療の参考になります。

【妊婦健康診査】 西保健センター ☎25-3542 東保健センター ☎71-9176

妊婦さんの健康状態や、お腹の赤ちゃんの発育状態をみるため、身体測定や血液・血圧・尿などの検査をします。母子健康手帳を交付する際に健診費用の助成のための受診券をお渡しします。受診券で指定された検査項目のみ公費負担（上限額あり）で受診できます。県内の委託医療機関等で使用できます。

【乳幼児健康診査】 西保健センター ☎25-3542 東保健センター ☎71-9176

- ・ 1 か月児健診, 6 か月児健診（個別健診）
- ・ 3 か月児, 1 歳 6 か月児, 3 歳児健診（集団健診）

□子どもの医療

【未熟児養育医療】 健康増進課（すこやかセンターくれ3階） ☎25-3540

未熟児で、指定医療機関の医師が入院養育を必要と認めた場合の医療給付制度です（世帯の課税状況により負担金が必要）。

【自立支援医療（育成医療）】 健康増進課（すこやかセンターくれ3階） ☎25-3540

身体に障害のある18歳未満の人で、指定医療機関の医師が治療効果があると認めた場合の医療給付制度です（自己負担は原則として医療費の1割）。

【予防接種】 保健総務課（すこやかセンターくれ5階） ☎25-3525

呉市が行う予防接種は、疾病への感染予防、発病の防止、症状の軽減、病気のまん延の防止などを目的として、予防接種法に基づいて行われています。子どものすこやかな成長のため、また、感染力が強い病気を広く流行させないためにも、適切な時期に予防接種を受けるようにしましょう。

○予防接種（ワクチン）の種類

BCG（結核）、四種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ）、麻しん風しん混合、日本脳炎など

※ワクチン毎に対象年齢、接種回数、接種間隔が定められています。詳しくは次のホームページで確認してください。

・呉市保健所 <http://www.city.kure.lg.jp/~sukoyaka/yobou/index.html>

・公益財団法人予防接種リサーチセンター 外国語版「予防接種と子どもの健康」
<http://www.yoboseshu-rc.com/index.php?id=8>

【HIV・エイズの検査】 西保健センター ☎25-3542 東保健センター ☎71-9176

検査は、西保健センター（要予約）で実施しています。予約・相談は随時（電話・来所）。いずれも匿名・無料で受けられます。

□子育て支援

【児童手当】

子育て支援課（市役所2階） ☎25-3173

（所得制限あり）15歳到達後最初の3月31日までの児童を養育している人に支給されます。

【乳幼児等医療費助成制度】

国民健康保険や各種社会保険に加入されている人の被扶養者で、小学6年生まで（小学生は入院のみ助成）の子どもの医療費の自己負担分を助成します。（所得制限あり。一部負担金あり）

【児童扶養手当】

18歳到達後最初の3月31日までの児童を養育している父子・母子家庭等に支給されます（所得制限あり。所得に応じて支給額は変動します）。

【ひとり親家庭等医療費助成制度】

国民健康保険、各種社会保険に加入していて、18歳到達後最初の3月31日までの児童を養育している父子・母子家庭等（世帯全員の前年所得税が非課税）の医療費の自己負担分を助成します（一部負担あり）。

□子育て施設

子育て施設課（市役所3階） ☎25-3144

【保育所】

児童の保護者が次のいずれかに該当し、同居の親族などが当該児童を保育することができない場合に入所できます。

保育所の状況などにより希望する保育所に入所できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

〈入所の基準〉

- ・ 居宅外で労働することを常態としている
- ・ 居宅内で当該児童と離れて家事以外の労働をすることを常態としている
- ・ 出産前後
- ・ 病気やけがや心身に障害がある
- ・ 病気や心身に障害がある同居の親族を常時介護している
- ・ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている

〈申し込み場所〉 各保育所（園）

〈保育料〉 保育料は、保護者の所得に応じた負担となっています。

【幼稚園】

小学校入学前の幼児（3～5歳）を教育する施設です。

〈申し込み場所〉 各幼稚園

□学校

学校教育課（市役所 8 階） ☎25-3453

【日本の学校制度】

日本の教育制度は、小学校 6 年，中学校 3 年，高等学校 3 年，大学 4 年を基本として構成されており，公立と私立の教育機関があります。さらに短期大学（2～3 年），高専（5 年），各種専門学校などがあります。

小学校・中学校（6 歳～15 歳）は義務教育として，日本人の場合は就学が義務づけられています。外国人の場合は，就学が義務づけられていませんが，日本に住む外国人で学齢相当年齢の者を公立の小学校，中学校に就学させることを希望する場合には，外国人登録を行っている市・町教育委員会に申し出れば就学できます。

【小学校・中学校】

外国人のお子さんには就学の義務はありませんが，教育の重要性やお子さんの将来を考え，就学させることをお勧めします。

（居住する校区の学校）

外国人児童生徒も日本人と同様に居住する校区の学校に編（転）入することが原則です。日本語の習得が不十分な場合は，居住する校区の学校に原則として適応指導職員が派遣されますが，外国人受入れ拠点校に比べると，派遣時間は大変少なくなっています。

（必要な費用）

授業料や教科書代は無料ですが，給食費や学用品代は有料です。しかし，経済的な理由で就学が困難な方には，市の基準に合えば，援助が受けられます。

（授業日）

月～金曜日 年三学期制で各学期の間に休みがあります。